

証券会社が企業に対して行う審査の項目

- 発行会社及びその行う事業の実在性
- 発行会社の財務状況
- 発行会社の法令遵守状況を含めた社会性
- 反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況
- 証券会社と発行会社との利害関係の状況
- 当該銘柄に投資するに当たってのリスク
- 募集等を行う場合は、事業計画の妥当性、調達する資金の使途の妥当性、当該証券会社が当該銘柄について過去に取り扱った募集等において調達した資金の使途状況
- その他、証券会社が定める項目

企業に求められる情報提供の内容

- 有価証券届出書等（有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書又は臨時報告書）を作成する企業は、有価証券届出書等
- 上記以外の企業は、以下の情報
 - ・ 会社法に基づく計算書類・事業報告（非公開会社であっても、公開会社が会社法に基づき作成する同書類の記載事項に準拠した情報）
 - ・ 有価証券報告書の「企業情報」の「事業等のリスク」及び「提出会社の株式事務の概要」の記載事項に準拠した情報
- 募集や売出し等を行う場合は、以下の情報
 - ・ 有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠した情報
- その他、証券会社が必要と認める情報

Q & A

- Q 1. 株主コミュニティへの参加を望まない相手（競合他社等）からの参加の申し出があった場合、参加を拒否することはできますか。
- A 1. 制度上は銘柄ごとに異なる参加要件の設定や発行会社の事前承認制とすることも可能ですが、証券会社（運営会員）により対応が異なりますので、詳しくは、運営会員にご相談ください。
- Q 2. 譲渡制限が付されている非上場株式を株主コミュニティ銘柄とすることは可能ですか。
- A 2. 可能です。なお、譲渡制限株式の売買があった場合は、その都度、会社法上の譲渡承認手続を要します。
- Q 3. 株主コミュニティの組成や資金調達を行う際、証券会社は投資家へ周知してくれますか。
- A 3. 証券会社は銘柄名や募集の取扱いを行う旨等の基本的な情報については、ウェブサイト等で周知・公表します。また、株主、発行会社の役職員・親族、グループ企業の役職員、元株主・元役職員に対しては株主コミュニティへの参加勧誘を行うことが可能です。